

# 学校給食費助成

村内に住所を有する児童生徒の保護者に対して、給食費の一部を助成します。

**対象者**：村内に住所を有し、下記の（１）（２）いずれかに該当する者。ただし、要保護又は準要保護、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者は除く。

- （１）申請を行う年の前年度分の給食費全額を、当該申請を行う年の５月末日までに納めた児童生徒の保護者
- （２）小学校１年生（当該児童分）又は転入児童・生徒の保護者

**申請時期**：毎年７月１日から翌年３月末日までに

**申請方法**：各学校長を通じて教育長に申請

**問い合わせ先**：東村教育委員会 ☎ 43-2130

